

都市再生機構賃貸住宅居住者の居住安定に関する意見書

2007年6月に閣議決定された「規制改革推進のための3カ年計画」(以下、「3カ年計画」という。)は、独立行政法人都市再生機構(以下、「都市再生機構」という。)の賃貸住宅事業に関して、現在の77万戸の規模は過大であるとした上で、これらの賃貸住宅について適正化に向けた今後の削減目標を明確にするなどの6項目について結論を出し、措置を講ずるよう求めている。

この不当な要求にもかかわらず、都市再生機構は保有する賃貸住宅の削減計画を作成していたことが報道され、居住者の不安と怒りが広がっている。また、地方公共団体が厳しい財政状況にあるにもかかわらず、3カ年計画において「公営住宅居住階層の居住者が大半を占める物件は地方公共団体への譲渡などについて協議する」としており、この3カ年計画は国民の居住に対する国の責任を放棄し、公共住宅制度の存続と居住者の住生活を危うくするものである。

札幌市には6千戸を超える都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)があるが、その居住者は高齢化が進み、年金生活などにより新しい住まいを確保することが困難な階層が多く暮らしている。多くの居住者にとって、現在の住宅はかけがいのない生活のよりどころであり、今後も住み続けたいと希望している。

よって、政府においては、住宅政策の公共的役割を堅持し、下記の事項について早急を実施することを強く要望する。

記

- 1 都市再生機構賃貸住宅の公共的役割を堅持し、今後ともその充実に努めること。
- 2 全団地の「再生・再編計画」策定には事前に当該自治会及び自治体との話し合いを行い、合意を得るよう努めること。
- 3 居住者の同意のない転居の強制、住棟あるいは団地の売却は行わず、建て替えにあたっては減額措置など入居者の安定した継続居住を保障し、コミュニティの維持・形成に努めること。
- 4 都市再生機構法付帯決議をはじめ、居住者への配慮を求めた国会諸決議を誠実に守り、その実現に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年(2007年)12月12日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

(提出者) 全議員